

◆ 平成23年度の保育園・幼稚園入園の申し込み ◆

認可保育所（申込書は市役所の各窓口、保育園等にて）

地域	保育園名	定員	電話番号	募集年齢
仁賀保	つばみ保育園	45人	62-8260	0～1歳
	にかほ保育園	200人	32-3200	0～5歳
	小出保育園	45人	36-2251	
金浦	勢至保育園	120人	38-2248	
象潟	小砂川保育園	30人	46-2050	
	明星保育園	60人	43-5622	
	星城保育園	60人	44-2314	
	ひまわり保育園	80人	43-4600	
	白百合保育園	110人	43-2456	

認定こども園（幼保連携型）（直接申し込み）

地域	名称	定員	電話番号	募集年齢
仁賀保	若葉保育園	60人	36-2479	0～5歳
	仁賀保幼稚園	100人		3～5歳

認可幼稚園（直接申し込み）

地域	名称	定員	電話番号	募集年齢
象潟	白百合幼稚園	120人	43-4667	3～5歳

平成23年度からの新規入園申し込みを受け付けします。保育園には、保護者が勤務等のため家庭で保育できない子どもが入園できます。申込受付期間内に申込書を提出してください。後日必要書類（①源泉徴収票等の写し②保育に欠ける証明書等）の提出が必要になります。継続して通園する方は継続入所申込書と一緒に①と②の書類の提出が必要です。園を変更する場合は退園届と新たな入園の申し込みが必要です。
※継続入園される方は、昨年と違い継続入所申込書が必要になります。現在入園されている方には、各保育園を通じて書類を配布します。

申込受付期間

11月15日(月)～12月28日(火)

提出先

- 各保育園
- 市役所各市民サービスセンター
- 子育て長寿支援課

問合せ先

- 子育て長寿支援課 ☎ 32-3040
- 各保育園・幼稚園



健康で豊かな「スポーツライフ」の確立を目指して

『にかほ市スポーツ振興基本計画』素案への意見（パブリックコメント）を募集します

市では、町づくりの基本理念である「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」を達成するためにスポーツ振興も施策の一つとして掲げています。生涯スポーツ社会の構築を主眼とし、市民総健康づくりに取り組みするためには、市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツを實踐できる環境の整備が求められており、国や県の施策との整

合性を図りながら、長期的・総合的な視点からスポーツ振興方針の行動指針として「にかほ市スポーツ振興基本計画」を策定するもので、10人の計画策定委員により検討を重ね、この度素案がまとまりました。この計画素案に対し皆さんからのご意見を募集し、寄せられたご意見を参考に計画をまとめていくこととなります。

◆意見の募集期間

平成22年11月1日(月)から11月30日(火)まで

◆計画素案の閲覧場所

スポーツ振興課、仁賀保・金浦各市民サービスセンター
※市ホームページでも閲覧できます。

◆意見の提出方法と提出先

次の①～④のいずれかの方法により、任意の書式に住所・氏名・電話番号・年齢を明記の上提出してください。
①スポーツ振興課または仁賀保・金浦各市民サービスセンターへ持参
②郵送
③ファクシミリ
④電子メール

◆意見等の取り扱い

ご意見等を公表する場合は、提出者の住所・氏名等個人情報 は公開しません。

◆問合せ先

〒018-10104
にかほ市象潟町字狐森7
象潟体育館内スポーツ振興課
☎ 33-8855
FAX 33-8856

E-mail:supousinko@city.nikaho.lg.jp

【基本施策の項目】

- 第1節 生涯スポーツの振興
1、総合型地域スポーツクラブの育成と活動支援
- 2、体育協会及びスポーツ関連団体の活動支援と連携強化
- 3、高齢者・障がい者スポーツの推進
- 第2節 子どもたちのスポーツ活動の充実
1、幼児期・小学校低学年期のスポーツ体験の推進
- 2、スポーツ少年団の育成
- 3、中学生の体力・運動能力の向上
- 4、スポーツ活動環境の充実
- 第3節 競技スポーツの推進
1、スポーツ関係団体の育成支援
- 2、競技力の向上
- 3、各種大会への出場支援と顕彰制度の充実
- 第4節 スポーツ施設の整備充実と地域の活性化
1、スポーツ施設の有効活用と適正管理
- 2、スポーツ施設等の拡充
- 3、学校体育施設の有効利用
- 4、スポーツを通じた地域の活性化

◆ 平成22年8月1日から、父子家庭にも児童扶養手当が支給されます ◆

児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

父子家庭の支給要件は？

次の①から⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した
- ②母が死亡した
- ③母が一定程度の障害の状態にある
- ④母の生死が明らかでない
- ⑤その他（母が1年以上遺棄している、母が1年以上拘禁されている、母が婚姻によらないで懐胎したなど）

父子家庭の方が受給するためには？

- 児童扶養手当を受給するには、申請が必要です。
- 平成22年11月30日までに申請いただくと、次の取扱いとなります。
 - ・平成22年7月31日までに支給要件に該当している方 → 「8月分」から支給
 - ・平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方 → 「要件に該当した日の翌月分」から支給

※8月～11月分が支給されるのは12月です。
※平成22年11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、問い合わせのうえお早めに手続きをしてください。

申請・問合せ先

福祉事務所福祉課 32-3034
金浦市民サービスセンター 38-4300
象潟市民サービスセンター 43-7500